

2020年7月

## 「日本版スチュワードシップ・コード（再改訂版）」

百五銀行企業年金基金

1. 当基金は、日本企業の中長期的な企業価値向上に向け機関投資家が果たすべき行動規範である「日本版スチュワードシップ・コード」を一部改訂し、改めて「資産保有者としての機関投資家」の立場からの当該責任を担うことと致しました。
2. 下記の通り、表明し、活動致します。

### 【基本方針】

百五銀行企業年金基金は、「資産保有者としての機関投資家」の立場として、「責任ある機関投資家の諸原則」；日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明します。従って、当基金は、「資産運用者としての機関投資家」である「運用受託機関（信託銀行、投資顧問会社、生命保険会社等）」に対して、責任ある機関投資家としての投資とその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的かつ目的を持った対話（エンゲージメント）などを通じて投資先企業の企業価値向上や資本効率向上、持続的成長を促すことを要請します。また、それによって、当基金や最終受益者（加入者、受給者、受給待機者）に中長期的な投資リターンの拡大がもたらされるよう行動することを求めます。なお、コードの各原則にかかる当基金の方針は、以下の通りです。

**【原則1】：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定し、これを公表すべきである。**

当基金は、国内株式の資産保有者としての機関投資家であり、国内株式運用を委託する運用受託機関（以下、「運用受託機関」という。）が「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、当該コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値の向上、資本効率の向上および持続的な成長に寄与し、当基金並びに最終受益者に中長期的な投資リターンの拡大をもたらすことを求めます。また、当基金は、運用受託機関のスチュワードシップ活動について、実効的かつ積極的な活動を行うよう要請するとともに、運用受託機関の自己評価なども活用しながらモニタリングを行います。なお、当基金は、運用受託機関の実効性ある適切なスチュワードシップ活動に伴う適正なコストについては、委託者として投資に必要なコスト

の一部であると理解します。

**【原則2】：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当基金は、投資先企業の選定や議決権行使を自ら行わないため、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反は発生しません。一方、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反については、各運用受託機関において助言会社の活用や議決権の放棄など明確な方針を策定し、その遵守や体制の整備ならびにその公表を求めます。

**【原則3】：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当基金は、投資先企業の選定を運用受託機関に委託しているため、運用受託機関に対して、その運用方針や投資目的に照らして、スチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況を実効的かつ的確に把握することを求めます。

**【原則4】：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当基金は、投資先企業との対話を直接行う立場にないため、運用受託機関に対して、中長期的に企業価値向上や資本効率向上、持続的成長のための建設的かつ目的を持った対話（エンゲージメント）を通じて、投資先企業と認識の共有を図り、問題の改善に努めることを求めます。

**【原則5】：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当基金は、投資先企業の議決権を直接行使する立場ではないため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表について、明確な方針を堅持するとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の価値向上や資本効率向上、持続的成長に資するものとなるよう工夫を要請します。同時に、当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

**【原則6】：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当基金は、スチュワードシップ責任について、運用受託機関を通じて果たす立場であることから、運用受託機関に対して、その実施状況に関し、少なくとも年1回の報告を求め、その結果を最終の受益者である加入者、受給者、受給待機者に定期的に報告します。

**【原則7】：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業との対話や適切なスチュワードシップ活動を実行するための実力を備えるよう求めるとともに、当該活動の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを要請します。また、当基金も本原則6に基づき運用受託機関から報告されるスチュワードシップ活動の状況を適切に理解・評価・判断できるスキルを涵養できるよう努めます。

**【原則8】：機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。**

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

以 上